

居宅介護支援事業重要事項説明書

R06.0

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第2571500020)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 0748-57-2100
ファックス 0748-57-2105

営業日	月曜日から金曜日まで (但し、1月1日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後5時まで

担当： _____ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 当事業所の法人概要

名称	社会福祉法人雪野会
所在地	滋賀県蒲生郡竜王町山之上632番地
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 寺嶋 嘉孝

3. 当事業所の概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所 万葉の里
所在地	滋賀県蒲生郡竜王町山之上632番地
事業所の指定番号	2571500020
サービスを提供する 通常の事業実施地域	竜王町・東近江市蒲生地区 ※ 上記以外でも、ご希望があればご相談下さい。

4 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	職員の管理、本事業申し込みに係る調整、 職員の指揮管理	常勤(兼務)
介護支援専門員	2名	要介護者等が適切にサービスが利用できるよう サービス計画を立案し、サービス提供の確保の ため各事業所、施設との連絡調整	常勤 2名 (うち1名は管理者と兼務)

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護状態等になった利用者が、適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようサービス計画を作成し、サービスが適切に提供されるよう各事業所、施設との連絡調整を行います。また、利用者の相談に応じて必要な便宜を図ります。
事業の方針	<ul style="list-style-type: none">・要介護状態等になった利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活が送れるよう配慮します。・利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスや福祉サービスが、多様な事業者から効果的に提供されるよう配慮します。・利用者の意思および人権を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行います。・運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業所、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。・上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準」を遵守します。

6. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明書の説明と同意
②	契約書の締結
③	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
④	居宅サービス計画に対するご利用者の同意
⑤	居宅サービス計画に対するご利用者の同意に基づくサービス事業者の選択
⑥	サービスの提供開始

7. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	居宅サービス計画ガイドライン方式を使って、利用者とともに必要な援助内容を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況および課題の把握	1か月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者の居宅に伺って、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護認定等の協力、援助	利用者が要介護認定の申請や変更、更新認定を受けることについて、申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

8. 利用料金等

(1) 利用料

利用者に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。

(全額介護保険により負担されます。)

利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より全額お支払いいただきますが、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

〈 基本料金 〉

居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護 1~2	→	11,088円
	要介護 3~5	→	14,406円

〈 各種加算 〉

初回加算	3,063円/回	新規作成時、要介護度が2段階以上変更時
医療情報連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,552円/月 (Ⅱ)2,042円/月	(Ⅰ)入院後0日以内に医療機関に情報提供を行う場合に算定 (Ⅱ)入院後3日以内に医療機関に情報提供を行う場合に算定
退院・退所加算 ※入院または入所期間中につき1回限り	(Ⅰ)イ 4,594円/回	病院・施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合に算定
	(Ⅰ)ロ 6,126円/回	病院・施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合に算定
	(Ⅱ)イ 6,126円/回	病院・施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合に算定
	(Ⅱ)ロ 7,657円/回	病院・施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定
	(Ⅲ) 9,189円/回	病院・施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定
通院時情報連携加算	510円/月	利用者が医師の診察を受ける際にケアマネが同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定
緊急時居宅カンファレンス加算	2,042円/回	病院又は、診療所の求めにより、その職員と共に利用者の居宅を訪問し、サービス等の利用調整を行った場合に算定

(1) 交通費

利用者の居宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域をこえた地点から片道1km当たり100円を徴収します。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する担当者	笥 貴子（管理者）
-------------	-----------

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
- ・虐待防止のための指針を整備しています
- ・従業員に対して、虐待を防止する為の定期的な研修の実施

10. 身体拘束に適正化について

事業所は、身体拘束適正のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録に残します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、法人内設置の感染症対策委員会と連携し、定期的に委員会を開催します。感染症マニュアルを整備し、従業員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的に(シュミレーション)実施します。

12. BCP(業務継続計画)の策定について

- ・利用者に対する指定居宅介護支援が継続的に実施するため、自然災害や感染症対策にはBCP計画に基づき、ご利用者様の安全の確保に努めていきます。

13. ハラスメント対策

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み

- ・利用者が事業所の従業員に対して暴言・暴力・嫌がらせ等
- ・セクシャルハラスメント・誹謗中傷の迷惑行為などの行為を禁止します。

14. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員の変更については、当事業所へご相談ください

15. 相談・苦情の受付窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがありましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- ①当事業所が提供するサービスについて
- ②居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて

【窓口】 居宅介護支援事業所 万葉の里 担当： 笥 貴子 蒲生郡竜王町山之上632番地 電話：0748-57-2100 ファックス：0748-57-2105
--

※当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

竜王町福祉課	竜王町小口3 電話：0748-58-3705 ファックス：0748-58-8019
東近江市長寿福祉課	東近江市八日市緑町10番5号 電話：0748-24-5678 ファックス：0748-24-1052
東近江市蒲生支所	東近江市市子川原町676 電話：0748-55-4883 ファックス：0748-55-1160
滋賀県 国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5-9 電話：077-522-2651 ファックス：077-522-2628

16. 解約

- (1) ご契約者は、「解約の通知」を事業所に届けていただくことによって、届出の日から2日後に契約を解除することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、ご契約者に対し、契約終了日1か月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解除することがあります。この場合、

当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、ご利用者が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

17. 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- (1) ご利用者が介護保険施設に入所された場合
介護保険施設へ入所するに当たっては、必要な支援を行います。
- (2) ご利用者が要介護でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- (3) ご利用者がお亡くなりになった場合

18. 守秘義務

- (1) 事業所の介護支援専門員等は、正当な利用なく業務上で知り得たご利用者及び家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2) 事業者は、従業員に業務上知り得たご利用者及びその家族についての事項を、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、知り得た事項について保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- (3) ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

19. 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

20. ご利用者が病院又は診療所に入院する場合について

円滑な退院支援の実施のため、ご利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝え頂くようにご協力をお願いいたします。

21. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が運営方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介するように求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

22. サービス割合について

当事業所の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

23. その他

上記に定める事項の他に問題が生じた場合には、利用者と当事業所双方が誠意を持って十分な協議のうえ対応を決定します

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町山之上632番地
	名称	社会福祉法人 雪野会
	代表者	理事長 寺嶋 嘉孝

説明者	所属	居宅介護支援事業所 万葉の里
-----	----	----------------

氏名 ㊟

令和 年 月 日

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

本人 住所

氏名 ㊟

本人代理人 住所

氏名 ㊟